

## 第35回全国総会・交流集会への代表委員会報告

オンライン会議  
2022年2月6日  
筆頭代表委員・伊東達也

## &lt;はじめに&gt;

今回報告は、福島第1原発事故から間もなく11年になる今日、原子力災害の問題点、原子力政策の問題点などを整理し、運動方向を再確認するとともに、原住連が果たしている役割、意義を確認する中で今後の活動のあり方を明らかにすることです。

## &lt;I&gt;、原発問題の論点整理について

原住連は昨年12月24日～25日、幹事代表委員会を開催し、原発問題の問題点や原住連の役割などについて、大所前所からの論点整理を掲げて検討を行いました。以下はその議論を軸にまとめたものです。

## (1)、福島第1原発事故がもたらした原子力災害について

福島第1原発事故から10年余を経過しますが、被災者は8万人以上が故郷に帰ることができないままとなっています。ところが、政府の発表(2021年8月1日時点)では、福島県内外の避難者数は3万5000人弱にすぎません。事故がもたらした避難者の実状をすらリアルに把握しない政府が語る復興とは何なのかが改めて問われます。

## ①、福島第1原発事故をリアルに認識すること

「主要なインベントリ (Cs-137) の一覧(現在)」(後藤政志氏試算)を参考に

(注：下記数字は端数切り捨てなどがあり合計は合いません)

(単位はPBq：ペタは1000兆倍)

<建屋・吸着塔などに存在するもの>		<使用済み核燃料>	
①滞留水	0.4	⑦1号機使用済燃料	130
②スラッジ類	10	⑧2号機使用済燃料	360
③吸着塔	250	⑨3号機使用済燃料	0
④シールドプラグ	70	⑩4号機使用済燃料	0
⑤燃料デブリなど	220	⑪5号機使用済燃料	750
*Cs-137の総量から①～④及び⑥を除いたもの		⑫6号機使用済燃料	790
⑥環境放出	12	⑬共用プール	3,600
		⑭乾式貯蔵キャスク	1,100
合計	560	合計	6,700

※環境放出分「12PBq」については、規制委の報告では「15PBq」、うち海へ「12PBq」、陸へ「3PBq」とされます。とはいえ、この一覧表は、核分裂生成物によるリスクがリアルに示されています。

※環境放出が「15PBq」に止まったのは「不幸中の幸い」であったことが分かります。

※現在①②③④と⑦⑧のリスクへの対処は優先事項であることがわかります。

## ②福島第1原発事故の直接的原因について

i)、福島第1原発事故の原因は、そもそも福島第1原発がチリ津波(1960年)後に建設されたにもかかわらず、既存のチリ津波級の津波対策さえ措置しなかったことに端を発します。基本的な事故原因です。原発事業者としてはありえないことです。当時の経営陣の責任は重大です。

私たちは、事故以前から東電の現地事務所、本社との交渉で、このことを指摘し、このままでは機器冷却系の海水ポンプが津波を被って機能を失い、冷却材喪失事故の現実的危険があると指摘し、抜本対策を求めてきました。東電は、この指摘を無視し続け、何の対策もとらなかった結果、世界最悪の福島第1原

発事故となったのです。

事故後も毎年、東電との交渉で、私たちの申し入れの取扱いについても繰り返し問い質してきました。

原住連はこの活動で「2011年度JCJ（日本ジャーナリスト会議）特別賞」を受賞しました。

ii)、国の地震調査研究本部が公表した地震予測「長期評価」(2002年7月)にもとづいて、東電は津波高さを「15m」と試算しましたが、これによる津波対策が措置されていれば、事故を未然防止できたことが明らかにされています。

iii)、東電の責任を問うた原発避難者訴訟の仙台高裁判決(2020年3月12日)は、私たちのこの申し入れにも言及しています。東電が具体的対策を先送りして事故に至った経過に触れ、「これを被害者の立場から率直に見れば、このような被告(注：東電のこと)の不十分さは、誠に痛恨の極みと言わざるをえず、その意味で慰謝料の算入に当たって重要な考慮事情とするべきものである」と指摘しています。

※いずれの事故報告書も「i」の検証に触れたものではありません。

### ③、原発事故被害者の救済は「国と電力会社の責任の原則」の確立を

※今回の原子力災害による被害については、原子力開発が国策として原子力事業者が進めてきたことに鑑みて、すべて被災者・被災地救済は「国と電力会社の責任の原則」にもとづいて行われなければなりません。

### ④、事故処理費について

今回の事故処理費については、国は21.5兆円と試算したことを発表(2016年12月)しました。しかし、これで足りる保障はありません。許されないことは、この事故処理費がすべて電気料金・税金で賄われ、国民負担となる仕組み(原子力損害賠償・廃炉支援機構)ができています。

i)、東電は本来、原子力損害賠償法により、無過失責任、集中責任、無制限の賠償責任を負っています。ところが、今回事故での事故処理費はすべて国民負担となっています。

それは、原子力事業者が事故で想定される相当の損害賠償措置額を当初から値切って担保していなかったからです。原賠法での措置額が「1事業所当たり60億円」（その後段階的に1200億円に）に抑えられたからです。しかも、国は原子力災害の事故処理費が当時の国家予算に相当する額となるとの報告書を隠蔽して原賠法を制定したのです。

ii)、事故処理費が措置額を大きく超えた今回の場合、「国の措置」として原賠・廃炉支援機構が設置され、損害賠償措置が事実上、措置されていなかったとして事故処理費は電気料金に上乗せして徴収（後払いの制度化）する仕組みがつけられました。こうした「詐欺的商法」は他の産業界ではありえないことです。

※国と電力会社は、この事故処理費の徴収に当たって、国民に対する説明責任があります。

### ⑤、「弁済の抗弁」について

i)、東電は、福島第1原発損害賠償訴訟で、「弁済の抗弁」と称して、原告1人ひとりに支払われた賠償額を読み上げ、賠償は払いすぎだとして裁判の棄却を申し立てる暴挙に出ています。

ii)、これは原子力災害の加害者がさらに被害者を虐げるものであり、裁判を引きのばすものです。裁判所はこれを認めない判断を続けています。

※これは原子力災害の加害者の言動として許されるものではありません。

### ⑥、東電の「お詫びする」が「謝罪しない」の不可思議について

i)、東電は、被害者に対して、今回事故について「お詫びする」が「謝罪しない」と繰り返し表明しています。

※こうした日本語の使い方はありえません。原子力災害の加害責任を負う東電の言動にあつてはならないことです。

### ⑦、「国と電力会社による責任の原則」の明確化

i)、今回の原子力災害による被害者の救済は、国策として推進された原発開発であることに鑑みて国の責任で行われるべきものです。

ii)、国策として原発開発を直接担った電力会社の責任も免れられるものではありません。

法的裏付けをもった救済（対策）が求められます。

注：チェルノブイリ原発事故では、「国の責任の原則」による被害者救済のための「チェルノブイリ法」がベラルーシ、ウクライナ、ロシアで相次いで制定され、事故後25年余を経過の中で形骸化されつつあるとはいえ、いまも機能しています。

※原子力災害の被害の救済は「国と電力会社の責任の原則」で行われるべきものです。

## (2)、「中長期ロードマップ」について

福島第1原発の廃炉作業は「中長期ロードマップ」によって進められています。

①、初版「中長期ロードマップ」(2011年12月)では、「避難されている住民の皆さまの一刻も早いご帰還を実現」「住民の帰還を可能にする状況を作る」として、「廃炉」が位置づけられていました。それが、第5回改訂版(2019年12月)では、「住民帰還は進んでいる」として「復興と廃炉の両立」を大原則とし、地域復興と廃炉を同時並行的に進める方向にシフトしています。「帰還を実現するための廃炉」ではなく、「すでに帰還した住民」を含む地域の関係者と便益をもたらす事業としての「廃炉」の意義が語られています。

※これは東電が「住民帰還」のための「廃炉」の位置づけを投げ捨てたものと受け止めざるを得ません。東電の原子力災害の加害責任の放棄であり、断じて許されません。「中長期ロードマップ」における「住民帰還」のための「廃炉」の位置づけの堅持が求められます。

②、「中長期ロードマップ」は、廃炉の内容・要件、スケジュール、廃炉後の状況の定義が明確に示され、その進捗状況が住民に伝えられるものでなければなりません。

i)、原子力規制委員会の事故調査中間取りまとめ(2021年3月)で、事故炉1～3号機の格納容器直上の上蓋(シールドプラグ)に、桁違いの高濃度のセシウム付着が半明しました。これは、「中長期ロードマップ」には反映されていません。

ii)、「中長期ロードマップ」は改訂を重ねていますが、廃炉の「30年～40年終了」目標だけは見直されたことはありません。

注1：米TMI原発事故炉2号機は、デブリを取り出した(1983年12月)後は「原子炉監視貯蔵」期間に移り、事故以来43年余を経過した現在も「監視貯蔵」が続いており、廃炉作業は始まっていません。

注2：旧ソ連チェルノブイリ原発事故炉4号機は石棺とされ、2016年に100年間耐える新安全シェルターで新たに覆われ、「将来的なデブリ取り出し、敷地の環境上安全な状態への変容」を目指す取り組みが行われていますが、廃炉作業は始まっていません。

※福島第1原発の廃炉は「30年～40年終了」は実質現在では「20年～30年後終了」ということですが、それはありえないことです。抜本的な見直し求められます。

iii)、事故炉1～3号機の核燃料溶融物(デブリ)全量は「推定880ト」<sup>ト</sup>とされています。初版「中長期ロードマップ」は、「デブリ」について「10年後(2021年)デブリ取り出し開始」とし、デブリ取り出し期間を「10年～15年」と想定していました。第5回改訂版「中長期ロードマップ」では、「デブリ取り出し完了時期」は明示されていません。

東電はコロナパンデミックの英国での廃炉技術開発への影響を理由にデブリ取り出し開始を「1年以内の期間で延期」する方針(2020年12月)を発表しました。

注：米TMI原発2号機のデブリも当初、TMI原発敷地内に保管とされましたが、サスケハナ川の中州の保管に住民の不安が広がり、TMI原発所在のペンシルベニア州外のアイダホ国立原子力研究所に移送され、現在もそこに安全保管されています。

※東電は、取り出したデブリを、福島第1原発敷地内に乾式保管するとしていますが、その後の処理・処分方針は示されていません。「中長期ロードマップ」には、「その後の処理・処分」も明記すべきです。

iv)、「アルプス」処理水の海洋放出の政府決定を受けて、東電は福島第1原発敷地から沖合5<sup>km</sup>地点まで海底トンネルを設置し、30年間かけて放出するとしています。

高濃度汚染水は、地下水が破損した建屋に流入して建屋内にある放射能に触れて生じたものです。また、デブリを処理水で冷却して生じたものです。それを多核種除去設備で処理した汚染処理水が敷地に建設されたタンク容量137万<sup>ト</sup>の限度を超えるとして海洋放出せざるを得ないというものです。

もともと阿武隈山系に降った雨は地下水として太平洋へ流れ出るものです。福島原発敷地でも通常運転時には1日当たり1300トンの地下水を汲み上げていました。とすれば、汚染処理水のタンク貯蔵は大型タンクで臨むべきところを、1000トン級小型タンクで場当たり対応した結果、敷地内に小型タンクの林立状態を生んだのです。この場当たり対応の失敗を、「海洋放出」という形で新たな犠牲を被災者・被災地に強いていることは断じて許されません。

この点では、福島第1原発地質・地下水問題研究グループの提起では、敷地全体を取り巻く道路を利用して広域遮水壁（厚さ90センチ、深さ35～50センチ、延長約3.5キロメートル）を設置すると同時に地滑り地で有効な役割を果たす集水井を設置すれば地下水流入を止めることができるとしています。またデブリ冷却を水冷方式から空冷方式に改めるとしています。

※東電はこの研究グループの提起について本格的に検討すべきです。東電は、「海洋放出」を撤回し、大型タンク保管などを検討すべきです。「中長期ロードマップ」にこれも盛り込むべきです。

- v)、廃炉に伴い発生する放射性廃棄物は大量であり、その処理・処分の見通しはありません。放射能レベルの高い順にL1、L2、L3と区分されますが、福島第1原発で事故のためL1は28万2068トンと指摘されます。埋設する見通しはありません。

※「中長期ロードマップ」には、これへの対処も明記すべきです。

③、「中長期ロードマップ」は廃炉の内容・要件、スケジュール、廃炉後の状況の定義が明記されることであるものではありません。国と東電の恣意的な思惑でどうにでも取り扱える現状は改められなければなりません。法的な裏付けが必要です。また、「中長期的ロードマップ」の作成に当たっては住民参加が担保されるべきです。

注1：旧ソ連チェルノブイリ原発の事故炉では、ウクライナ議会は「チェルノブイリ廃炉法」（1998年制定）で廃炉要件などを定め、さらに「国家廃炉プログラム法」（2009年制定）でおおまかな工程スケジュールを定めました。

注2：米TMI原発事故炉2号機では、デブリの処分、処理水の処分などに、住民参加の枠組みとして「市民助言パネル」が形成されました。

※「中長期ロードマップ」には抜本的に刷新する必要があります。

### (3)、日本の原子力政策について

#### ①日本の核燃料サイクル政策の破綻

- i)、日本の原子力政策は、軽水炉開発を「当面の主流」とし、高速増殖炉開発を「将来の主流」とし、この両者をつなぐ核燃料サイクルとして進められました。高速増殖炉開発は「天然ウランのほとんどを利用」できて日本のエネルギー問題の解決に資する「夢の原子炉」とされた。

この核燃料サイクル政策にもとづいて、日本は使用済み燃料の全量再処理の方針をとりましたが、高レベル放射性廃棄物の処理処分の見通しのないまま、「トイレなきマンション」といわれる原子力開発に“見切り発車”しました。

- ii)、軽水炉開発は福島第1原発事故（2011年）による原子力災害をもたらして破綻しました。  
iii)、高速増殖炉開発は、「もんじゅ」が重大事故を重ねて廃炉が決定（2016年）され、破綻しました。プルトニウムの使い道がなくなりました。

六ヶ所再処理工場は事故が相次ぎ当初の竣工予定から4半世紀もずれ込みながら、なお竣工の見通しは立っていません。その必要性もなくなっています。

注1：もんじゅ開発費は会計検査院の調査（2018年5月報告）で、少なくとも1兆1313億6000万円にのぼりました。技術成果の達成度は16%に止まり、うち「運転・保守管理」は0%でした。

注2：六ヶ所再処理工場の着工は1993年。事故が相次ぎ竣工延期は25回を重ね、当初竣工予定の1997年から4半世紀もずれ込んでいます。建設費も当初の約7600億円から2.9兆円に膨らみ、現在7000億円を投じた追加安全対策工事中です。

※自公政権は、日本の原子力政策が破綻した現実に向き合い、「原発がない世界」の実現に転換する責任があります。それができなければ、“退場”の道しか残されていません。

## ②、原子力開発の「負の遺産」について

日本は原発開発の次のような「負の遺産」に取り囲まれています。

- i)、使用済み燃料の全量再処理方針により、日本は46.1トンのプルトニウムの大量保有(2020年末時点)に至っています。  
日本は「利用目的のないプルトニウムはもたない」と宣言して世界の日本の核武装への懸念に対処しています。しかし、このプルトニウムの使い道はありません。六ヶ所再処理工場の竣工・稼働などは論外です。この宣言は意味を持ちません。世界の懸念に対して真摯に応えなければなりません。  
また、日本はプルトニウムを会計上資産扱いにしています。使い道がないプルトニウムは資産ではあり得ません。
- ii)、再処理ではプルトニウムの対極に高レベル放射性廃棄物が分離されます。この処理・処分の見通しは、原発開発の当初からありませんでした。「トイレなきマンション」と言われてきました。高レベル廃液はガラス固化して地層処分にするとされます。国内貯蔵のガラス固化体は2485本(2019年3月末)、この時点で発生している使用済み燃料分のガラス固化体は約2万5000本相当とされます。今も最終処分場の見通しは立っていません。行き場のない高レベル廃棄物です。
- iii)、垂れ流し・雪隠詰めの使用済み燃料です。当初イギリス、フランスに再処理を委託した使用済み核燃料は7100トン。現在、国内で貯蔵される使用済み核燃料は約2万9000トン、貯蔵容量の約80%を占めるとされます。
- iv)、今後、廃炉が続出します。日本の原発(ふげん、もんじゅを含む)の廃炉状況(2019年8月現在)は福島第1=1～6号機の廃炉取り組み実施中6基をはじめ廃止措置実施中11基、廃炉措置計画審査中4基、廃止決定(廃止措置準備中)5基、取扱い検討中9基とされます。わが国においてこれまで廃炉を完了した原発はありません。稼働中、稼働準備中の原発が引き続きます。

※国と電力会社には、この原発開発の「負の遺産」に真摯に向き合い、安全管理・処分のための真面目に取り組むことが求められます。原子力の基礎研究の抜本振興が不可欠です。

## ③、岸田首相の核燃料サイクル推進の愚行について

岸田文雄首相は、自民党総裁選で核燃料サイクル推進を表明以来、原発再稼働と合わせ新たに高速炉開発に乗り出しています。核燃料サイクルが決定的に破綻している中での「推進宣言」は愚行そのものと言って差し支えありません。原発依存の固執は、引き続き国民の生命と財産を苛酷事故の危険にさらし、また、日本の将来のエネルギー確保を危うくし、さらに、日本経済をも大きく歪める懸念があるものです。

- i)、これまでの自公政権の原発依存は、日本の将来のエネルギーである再生可能エネルギー開発を大きく抑制してきました。
- ii)、原発依存は、日本の大企業・東芝の経営破綻を招来しました。米国の「原子カルネサンス」国の「原子力立国」に踊らせられた結果、東芝は米国と英国の原子力事業の赤字まで背負わされての経営破綻でした。原発依存は、日本の経済に大きな歪みをもたらしています。
- iii)、自公政権は、高レベル放射性廃棄物のモンゴルへの埋設処分の秘密協定を結び、原発の「パッケージ」輸出を行いました。この秘密協定が暴露され、モンゴル大統領が埋設処分を撤回したことにより、すべての海外輸出が挫折しました。
- iv)、岸田首相の核燃料サイクル推進は、高速増殖炉開発ではなく「増殖」抜きの高速炉開発です。高速増殖炉とは似て非なるものです。
- v)、岸田自公政権による原発再稼働は、立地自治体の避難計画は、コロナ禍での避難としてはありえない密室避難を強いられたり、避難経路、避難方法などにまったく実効性がないこと明らかになっているにもかかわらず強行されている点でいっそう悪質です。

※これ以上の原発依存は日本の亡国の道を歩むことになります。岸田首相の核燃料サイクル推進は、これまで巨額の開発資金に群がってきた「原子力村」の温存図ったものです。自公政権は原発再稼働と核燃料サイクルを止め、「再生可能エネルギー・蓄電・省エネルギー」社会実現へ転換すべきです。

## (4)、日本の安全規制について

## ①、国際原子力機関(IAEA)が提起する過酷事故対策、緊急時対策を拒否した国の責任

- i)、米TMI原発事故(1979年)と旧ソ連チェルノブイリ原発事故(1986年)の教訓をまとめたIAEAは「原子力発電所のための安全基本原則」の勧告を行い、過酷事故対策と緊急時対策の実施を加盟国に提起しましたが、日本はIAEAの原子力安全基準諮問委員会の議論の段階から反対し、国内実施を拒否してきました。

- ii)、原子力安全委員会は「アクシデントマネジメントについて」（平成4年5月28日決定文書）で「シビアアクシデントは工学的には現実には起こるとは考えられないほど発生の可能性は十分小さい」と評価して、過酷事故対策を事業者の「自主的な整備」に任せて国の公的規制の対象から外し、緊急時対策は立地自治体に丸投げしました。

※国には、こうして日本の原発を苛酷事故に対する備えのない「裸の王様」状態に置いた責任が問われます。原安委のこの決定文書は、福島第1原発事故を招来したといえるものです。これは「規制が推進の虜」となったところか、規制側が確信犯的に推進した行為であり、この責任は重大です。  
このことは、日本の「規制機関」がIAEAの国際基準から大きく逸れたものであったことから可能となったものです。福島第1原発事故調査では、日本の「規制機関」の検証が不可欠ですが、一連の事故報告書で、これに触れたものはありません。

## ②、「推進」を背負って設置された原子力規制委員会

- i)、規制委設置法は、原子炉等規制法で、原発の「通常40年運転」と「特例60年運転」を法文化することと合わせて制定されました。IAEAの国際基準にある規制機関の独立の原則から大きく逸脱したものです。  
ii)、事故以前に国の公的規制を外していた苛酷事故対策を公的規制の対象としましたが、避難計画の立地自治体任せは変わらないままです。

## ③、規制委の新規制基準について

世界有数の地震・火山列島の日本への、苛酷事故を本質的に排除しえない原発の立地の危険は世界一高いものです。

規制委の新規制基準は、福島第1原発事故を踏まえて、安全基準を強化したものと言いますが、福島第1原発事故についての全面的な検証にもとづくものではありません。また、事故後に判明した教訓も反映されていません。より根本的には、これまで日本列島を襲った超巨大地震や巨大カルデラ噴火に十分に備えたものでもありません。

※新規制基準は「世界一厳しい」と推進関係者は言いますが、新規制基準は福島第1原発事故の再発防止の保障はないばかりか、こうした地震・火山列島日本での立地の危険について十分な評価を経て、住民の不安・心配を払拭する試みがなされたうえのものではありません。

## ④、原子力災害の加害責任の範疇に介入する規制委について

今回の原子力災害による被害については、すべて国と電力会社に賠償の責任があります。この立場から被災住民がそれぞれに被害の賠償を求める訴訟を起こしていますが、これらの訴訟に規制委関係者が介入して原発の「安全証言」するなど、国の責任の免罪につながる活動があちこちで見られます。この種の活動は論外です。

## ⑤、「アルプス」処理水の「海洋放出」を主導した規制委について

福島第1原発にある汚染処理水について、さきに政府は「海洋放出」を決定し、東電は福島第1原発敷地から沖合5km地点まで海底トンネルを設置し、30年間かけて放出するとしています。

ところで、この「海洋放出」については、東電の原子力事業者の資格が問われた際、田中規制委初代委員長、更田委員長らがその資格の内容として東電に「自主的決断」を迫ってきたことは広く知られることです。これら規制委委員長の言辭は、原子力規制とは関係のないことです。

## ⑥、規制委の「事故調査中間取りまとめ」について

規制委の「東京電力福島第1原子力発電所事故の調査・分析に係わる中間取りまとめ」（「案」でA4版233頁）を発表しました。膨大な報告書です。

内容には、1～3号機の格納容器直上の上蓋（シールドプラグ）に桁違いの高濃度の放射性物質が存在することなど注目されるものはいくつか報告されていますが、もっぱら技術的側面からの分析に限られています。もちろん技術的側面からの事故の解明は重要ですが、「中間とりまとめ」は国民への報告書とはなっていません。

## II、原住連の役割の重要性について

### (1)、原住連の存在意義について

福島第1原発事故、未曾有の公害・原子力災害を受けて、「原発ゼロ・再生可能エネルギーへの転換」運動が

国民運動として展開されています。この中で、原住連の「原発の危険に反対する」運動論に基づく活動は歴史的にも大きなものがあります。原住連は、その役割をいっそう自覚し、活動の維持・発展に取り組む必要があります。

### <原住連の存在意義の再確認>

#### ○原住連の原発についての基本認識—「原発システムは核兵器関連技術のエネルギー利用」

- \* ウラン濃縮技術、再処理技術、軽水炉技術などの軍事利用が核兵器・核艦船（「表の顔」）であり、同じ技術のエネルギー利用が原発システム（「裏の顔」）である
- \* 原発は「原子力の平和利用」ではない
  - ：アイゼンハワー米大統領の「平和のための原子力（Atoms for Peace）」国連演説（1953年12月8日）以来、原発は平和利用といわれるが、平和利用とは無縁のもの
- \* 核兵器開発と原発開発は補完関係
- \* 日本の原発開発は米核戦略を補完
  - ：日本は原発の燃料として天然ウランを世界各国から購入しているが、そのウラン濃縮役務はほとんど米国に依存
  - ：米核戦略を構成するウラン濃縮工場の経常運転を、日本のウラン濃縮役務が支える
- \* 原発の危険は、破壊力第一の軍事開発に淵源

#### ○原住連の運動論—「原発の危険に反対する」

- \* 原発に対する一般的是非の意見の違い、思想信条の違いを超えて共同できる運動であること
  - ：本来、「原発の危険に反対」は原子力事業者、行政関係者とも共有しうる課題であること
- \* 「原発の危険に反対する」運動論は試練ずみの運動論であること
  - ：日本で原発問題の住民投票は3回行われたが、その勝利を支えた運動論
    - 新潟県巻町(当時)の原発誘致をめぐる住民投票での勝利（1996年8月4日）
    - 新潟県刈羽村の「プルサーマル」導入をめぐる住民投票での勝利（2001年5月27日）
    - 三重県海山町(当時)の原発誘致をめぐる住民投票での勝利（2001年11月18日）
- \* この運動論に基づく原発立地地域・核燃施設立地地域の申し入れ・交渉と住民との共有
- \* 福島第一原発事故以降の「原発再稼働反対」運動、「原発ゼロ」運動でもこの運動論は生命力を持つ

#### ○原発の日本立地の危険—原住連の定式化

- \* 原発の日本立地の七重の潜在的危険
  - ①技術上の危険—原発は苛酷事故の発生を構造的に排除できない危険をもつ。また高レベル放射性廃棄物の処理・処分の見通しが不明な危険をもつ
  - ②政治上の危険—原発のウラン燃料の低濃縮役務のほとんどを米国に依存する危険をもつ（原発推進の国際的起動力）
  - ③経済上の危険—総括原価方式の危険、原発の必要な費用やリスクなどをコスト計上しない危険をもつ（原発推進の国内的起動力）
  - ④地質上の危険—世界有数の地震・火山列島に立地する危険をもつ
  - ⑤地理上の危険—人口密集地帯に近接・集中立地の危険をもつ
  - ⑥行政上の危険—IAEAの国際基準に則った規制機関不在での立地の危険をもつ
  - ⑦営業上の危険—事故が起きても隠蔽・運転停止しない危険をもつ

#### ○福島第一原発事故は、「原発の日本立地の七重の潜在的危険」が顕在化したもの

- \* 福島第一原発事故の原因究明はこの視点からの検証が不可欠

#### ○原住連の日本での苛酷事故未然防止の活動

- \* 旧ソ連チェルノブイリ原発事故の初回現地調査(1991年)以来、原住連はパンフ『原発大事故 次は日本!?!』を作成し、日本での苛酷事故の未然防止を最大課題として取り組む
- \* 電力会社へ、崩壊熱の冷却のための機器冷却系(RCWS)のライフラインの点検を申し入れ
  - ：【中部電力】1・2号機の機器冷却系を支持する砂地盤の液状化を指摘。中電は3号機増設時に同機取水槽から1・2号機へ岩盤中に連携トンネル工事を実施。なぜか中電は今も液状化対策であることを認めていない
  - ：【東北電力】チリ津波時に津波が「-8m」まで引き、女川原発の取水口まで海水が届かないことがわかり抜本策を求める。東北電力は3号機増設時に前面海底を「-10.5m」まで浚渫工事を実施。東日本大震災で女川町は最大の津波被害に見舞われたが、機器冷却系が津波を被ることは辛うじて免れえた
  - ：【東京電力】「(1)」-「(2)」-「(i)」に記述の通り
  - ：各地で同様な取り組み

#### ○原発・核燃施設の立地地域でさまざま「原発の危険に反対する」活動を展開

#### ○「原発ゼロ」運動は、福島第一原発事故の最大の教訓

- \* 「原発ゼロ」基本法の早期制定を！
- \* 「原発・核燃ゼロ」運動でも「原発の危険に反対する」運動論は重要な意味をもつ

## (2)、原住連は「げんぱつ」読者に支えられている

### ①、この間（2020年11月～21年10月）の「げんぱつ」読者の増減

#### i)、 「げんぱつ」読者の拡大—10人

北海道1、福島1、埼玉1、千葉1、東京3、神奈川2、愛媛1

#### ii)、 「げんぱつ」読者の減数—69人

北海道2、青森1、岩手1、福島12、茨城1、栃木1、群馬4、埼玉13、千葉3、東京12、神奈川1、長野1、新潟1、石川1、福井1、静岡3、京都1、大阪1、兵庫1、和歌山2、山口1、愛媛1、福岡2、鹿児島1

#### iii)、 コロナ禍で福島現地見学ができなくなり、「げんぱつ」読者拡大の機会が大幅に減る

## (3)、原発問題をめぐる情報等の共有をめざして

### ①、「げんぱつ」紙を通じての原発動向や運動状況などの情報の共有をめざす

#### i)、 「げんぱつ」読者の拡大を

#### ii)、 「げんぱつ」の編集改善

### ②各地の原発動向や運動情報をメールで集中ください

#### i)、 原住連の活動を若い人たちに広げるにはホームページ（HP）等を通じての結びつきが不可欠です

#### ii)、 原住連と原住連HP担当者へ情報の集中を！

・原住連メールアドレス：genpatu-c@bizimo.jp

・原住連HPにメールを送付ください。t

・各地における諸活動はもとより、原発、エネルギーにかかわる諸情報を気軽に通信いただくことが重要となっています。

### ③、これらの情報を「げんぱつ」の紙面改善に活用します。

### ④、「げんぱつ」読者の拡大を！

今後1年間の活動目標をもつとともに、少なくとも各地域団体が10名程度の読者拡大を位置づける必要があります。

## (4)、財政報告について

①、昨日の全国代表委員会で、この間の財政運営について齊藤恒男事務局員から報告を受け、正確かつ健全に行われていることを確認しました。

②、安部暄三・会計監査委員が病気療養中のために、幹事代表委員会はこれを野村存生・代表委員に会計監査を依頼。野村代表委員からこの間の原住連財政が適切になされているとの報告を受けました。

③、財政報告では、今期も夏季カンパの成果で繰越金を増額できましたが、会費、「げんぱつ」紙代収入では、「げんぱつ」読者の大幅な減によって経常経費を賸えない状況となっていることが指摘されました。

※原住連の活動は、加盟団体、個人会員の会費と「げんぱつ」紙代、夏季カンパで支えられています。

## (5)、原住連の今後のあり方について

### ①、喫緊の課題となっている世代継承

i)、 高齢による健康維持に支障があり、伊東筆頭代表委員、柳町事務局長らの交代は急務となっています。

ii)、 このことの対処に当たって、遅すぎるとはいえ、これまで積み上げた原住連の総合力を発揮して集団的に当たることが求められます。

iii)、 日本の原発立地と住民の矛盾に依拠することを基本に考えることが必須となります。

(以上)